

県税等徴収のため最大級の搜索を実施 ～滞納処分のための搜索を強化～

平成25年7月24日
千葉県総務部税務課
TEL 043-223-2126

佐倉県税事務所は、県税等の高額滞納者であるグループ法人に対し、国税徴収法に基づく滞納処分のための搜索を42名体制で実施し、外国車、国産車、ダンプトラック、絵画など、財産を12点差し押えました。

このような大規模な搜索は、本県ではここ10年では初めてのことです。差し押さえた財産については、インターネットで公売し、売却代金を県税等に充てる予定です。(公売参加申込期間8月13日～8月27日を予定)

県では、今後、滞納処分のための搜索等、滞納額縮減に向けた取り組みを強化していきます。

○搜索の概要

搜索日時	平成25年7月4日(木) 午前7時10分 着手
滞納者	2法人
滞納県税等の額	県税(法人県民税、法人事業税、不動産取得税) 重加算金、延滞金(搜索時算定額)を含め 合計1億153万円
搜索場所	佐倉県税事務所管内(8箇所)
参加人員	42名
成果	乗用車(外国車・国産車) 2点 キャブオーバー(積載量8トン) 1点 ダンプトラック(積載量10トン) 1点 ダンプトラック(積載量2トン) 1点 絵画等 7点 合計 12点
公売予定	滞納県税等の納付がない場合には、差し押さえた乗用車等をインターネットで公売し、売却代金を県税等に充てる。 (公売参加申込期間8月13日～8月27日を予定)

<参考情報>

搜索とは、国税徴収法第142条第1項に規定されている財産調査の方法です。具体的には、徴収職員が、滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見又は差し押さえた財産の引揚げ等をすべく、滞納者等の物又は住居等について行う強制処分のことです。

この搜索は裁判所の搜索許可状(令状)の交付が不要とされています。

成果(差し押さえ物件)

乗用車 (外国車)



乗用車 (国産車)



キャブオーバー（積載量8トン）



ダンプトラック（積載量10トン）

